

**令和 6 年度
練馬区食品衛生監視指導計画
実施結果**

令和 7 年（2025 年） 6 月
練 馬 区 保 健 所

令和6年度練馬区食品衛生監視指導計画実施結果の公表について

「令和6年度練馬区食品衛生監視指導計画」に基づいて実施した監視指導の結果について公表いたします。

1 主な監視指導事業

(1) 年間監視件数

監視件数 3,743 件

(2) 監視指導事業

区内食品等事業者の施設への立ち入りを行い、

- 食品・添加物が適切に取り扱われているか
- HACCP※¹に沿った衛生管理に取り組んでいるか
- 食品の表示が適正に行われているか

などの監視を実施し、不適切なものに対しては改善を指導しました。

さらに、

- 食中毒が発生しやすい業種
- 食中毒発生時に多数の患者が発生するおそれのある大量調理施設

に対して、重点的に監視指導を実施しました。

そのほか、必要に応じて現場簡易検査を行いました。

こうした監視指導の結果は5の(3) 食品等事業者対象講習会に活用し、食中毒防止対策を含む営業者の自主管理の推進に役立てています。

(3) 重点的監視施設・業種の監視件数内訳

総数 2,655 件

実施内容	実施件数	実施内容	実施件数
縁日・行事等	577	飲食店営業(焼肉店、居酒屋等)	86
学校給食・保育園	149	菓子製造業(和生菓子・洋生菓子)	37
集団給食	143	歳末一斉(再掲含む。)	937
夏期対策(再掲含む。)	585	各種製造業	70
飲食店営業(そば・うどん)	60	買上げ検査	11

備考：

- ① 「夏期対策」は、食中毒多発期の夏期と、「歳末一斉」は、多種多様の食品が短期間に流通する年末において、厚生労働省、消費者庁および東京都の実施要領により一斉に実施される監視。
- ② 「各種製造業」の一斉事業に、「豆腐製造業」、「漬物製造業」および「そうざい製造業」等を含む。
- ③ 「買上げ検査」の中に「輸入冷凍野菜」、「輸入柑橘類」を含む。

(4) 監視時に行った食品収去検査※²結果

	細菌検査	化学検査	合 計
実施数	429	130	559
(基準外※ ³)	(0)	(0)	(0)

(5) 現場簡易検査実施数

実施施設数 259 件

		食品等	器具類	手指等	総 数
検査項目	大 腸 菌 群	6	134	209	349
	黄色ブドウ球菌	－	－	30	30
	油 の 酸 化	7	－	－	7
	A T P ※ ⁴	－	66	50	116
総 数		13	200	289	502

2 違反・苦情食品対策

(1) 区民等から寄せられた苦情についての対策

区民等から食品等に関する苦情が 91 件（苦情要因別延べ件数は 106 件）寄せられました。

苦情の内容により、食品等事業者の施設の調査や、必要に応じて食品その他検体の検査を実施して、原因を調査しました。調査の結果、食品等事業者の取扱い等が苦情の原因であれば、改善を指導するなどの措置をとりました。

（分類別件数）※事案によっては、複数の要因があるため、再掲を含む。

区分	異物混入	腐敗・変敗	カビの発生	異味・異臭	変色	変質	取食品・ 器具の	従事者	表示	有症	施設・設備	その他	総数
件数	15	3	4	6	1	－	13	3	2	41	8	10	106

(2) 違反食品

監視や苦情対応の過程で、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）または食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に違反した食品※⁵等を 74 件発見しました。そのうち練馬区内に食品等事業者の施設がある 64 件については、改善を指導しました。また、食品等事業者の施設が区外にある 10 件については、管轄する自治体へ調査・指導を依頼しました。

なお、違反食品については、監視によって発見したものが 30 件（すべて表示に関するもの）、苦情によるものが 44 件（異物混入など）でした。

3 食中毒

区内の食中毒の発生は、1 件でした。

発生年月日	原因施設	原因食品	原因物質	患者数
令和 6 年 11 月 6 日	飲食店営業	当該施設で提供された食事	腸管出血性大腸菌 O111	3

4 不利益処分等

法違反により処分を行ったものについて、食品衛生法第 69 条の規定に基づき、食品等事業者の氏名、施設名、処分内容を公表しました。

処分年月日	処分対象	処分内容	処分理由
令和 6 年 11 月 29 日	飲食店営業	営業停止（7 日間）	食品衛生法第 6 条 3 号違反

5 区民・事業者との情報交換・意見交換等（リスクコミュニケーション）

(1) 食の安全・安心講演会等の開催

令和6年10月26日(土)に、「今こそ知ろう！健康食品との付き合い方」をテーマに、オンラインで講演会を開催し、参加者は34名でした。

(2) 情報提供および普及啓発

食中毒多発期の注意喚起や食中毒防止のための知識および食品問題発生時などの情報を、区報やホームページ、講習会などを通じて提供しました。

情報提供の形態	回数・日程など	内 容
ね り ま 食 品 衛 生 だ よ り	3回発行 7月、12月、3月	食中毒を引き起こす寄生虫に注意 正しい手洗いをマスターしよう 今こそ知ろう！健康食品について
消 費 生 活 展	11月23日 5月16日～5月24日	食品衛生に関する相談、パネル展示等 食中毒予防に関するパネル展示
消 費 者 向 け 講 習 会	10回 合計263名	食中毒予防
ね り ま 区 報	5月21日号 11月21日号	家庭でできる食中毒予防 ノロウイルスによる食中毒予防
照 姫 ま つ り 練 馬 ま つ り	4月21日 10月20日	食品衛生についての情報提供、街頭相談
食 中 毒 予 防 パ ネ ル 展 示	8月1日～8月30日	食中毒予防三原則、家庭での食中毒予防、肉の食中毒予防、アニサキス食中毒予防等
	12月13日～ 令和7年1月20日	冬の食中毒予防、ノロウイルス食中毒予防、正しい消毒方法等
お 肉 を 安 全 に 食 べ る た め に	3月配付 6,800部	3歳児健診等で配付（各保健相談所）
これからママになる あ な た へ	3月配付 6,000部	妊娠中に注意してほしいこと （母と子の保健バッグに同封）
手 洗 い 大 作 戦 ！ （ 児 童 向 け ）	3月配付 5,850部	手洗いポスターと30日手洗いがんばり表 （区内全小学校の新1年生に配付）
区ホームページ、 練馬健康管理アプリ、 S N S な ど	随 時	有毒植物に注意、夏の食中毒予防、毒キノコに注意、ノロウイルス食中毒予防 他

(3) 食品等事業者対象講習会の実施

飲食店営業などの営業者、食品衛生責任者等を対象に、食中毒予防のための食品衛生講習会を計 30 回開催し、参加者は 1,617 名でした。

ア 業態別営業者講習会

すし店・食肉販売店など、業態ごとの営業者を対象に、それぞれの業態の特色を考慮した食品衛生実務講習会を 26 回開催し、参加者は 1,168 名でした。

イ 食品衛生実務講習会

食品取扱施設の食品衛生責任者※⁶を主な対象とし、自主的な衛生管理の推進に関する事項や最新の食品衛生に関する事項について、食品衛生実務講習会を 9 月 11 日に開催し、参加者は 344 名でした。

ウ その他食品衛生講習会

食品等事業者からの要望による講習会や自治指導員への講習会を、計 3 回開催し、参加者は 105 名でした。

(4) 食品等事業者による衛生管理の推進

練馬区長が委嘱した食品衛生推進員や、食品衛生協会の自治指導員が、自主的な衛生管理の推進活動を行いました。

ア 食品衛生推進員

食品衛生推進員会議などを通じ、保健所事業への協力や普及啓発活動への協力を行いました。

イ 自治指導員

食品等事業者に対し、自主管理の手法等の情報提供やパンフレット等を配布しました。

用語の解説

- ※ 1 HACCPとは…国際的に推奨されている食品の衛生管理の手法で、製造工程全体における危険性を分析し、重要な管理ポイントを特定して安全性を確保するシステムのことです。Hazard Analysis and Critical Control Point(危害分析に基づく重要管理点)の頭文字をとってHACCP(ハサップ)と呼ばれています。令和3年6月1日の食品衛生法改正により、全ての食品取扱施設において HACCP に沿った衛生管理を実施することが制度化されました。
- ※ 2 収去検査とは…食品衛生法または食品表示法に基づく食品等の抜き取り検査のことです。収去検査では、食品が食品衛生法に定められている規格基準に適合しているか、食品添加物などの食品表示が適切かなどを調べます。
- ※ 3 基準外とは…収去検査の結果、法令に基づく基準に適合しない検体。
- ※ 4 ATP検査とは…生き物や有機物に含まれるATP (Adenosine triphosphate : アデノシン三リン酸) を汚染の指標とした検査方法です。綿棒で検査したい場所をふき取り、試薬と反応させた後、検査機器で測定することで、その結果を数値で見ることができます。
- ※ 5 食品衛生法または食品表示法に違反した食品とは…有害・有毒な食品や病原微生物に汚染された食品、食品・添加物の規格基準に違反した食品のほか、異物が混入した食品、適正な表示がされていない食品などのことです。
- ※ 6 食品衛生責任者とは…食品の安全を確保するために必要な知識を有すると認定された人のことで、食品を取り扱う営業を行う際に配置が義務付けられています。栄養士、調理師といった食品に関する資格を有する者のほか、食品衛生責任者の養成講習会を受講した人が食品衛生責任者になることができます。

食品衛生責任者の役割は食品衛生に関する法令に違反しないよう、営業施設の管理運営、従事者の健康管理および衛生教育、事業者へ助言・勧告を行うことです。

〒176－8501

練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号

練馬区保健所 生活衛生課 食品衛生担当係

電 話 03 - 5984 - 4675

F A X 03 - 5984 - 1211

E - mail seikatueisei02@city.nerima.tokyo.jp